

(案)

平成 19 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（第一次）について

平成 19 年 12 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

目 次

平成 19 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（第一次）
について（案）

内閣府	1
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	3
総務省	6
独立行政法人統計センター	8
独立行政法人平和祈念事業特別基金	11
財務省	13
独立行政法人通関情報処理センター	15
文部科学省	19
独立行政法人理化学研究所	21
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	25
独立行政法人日本芸術文化振興会	29
独立行政法人海洋研究開発機構	32
独立行政法人国立高等専門学校機構	36
独立行政法人大学評価・学位授与機構	39
独立行政法人メディア教育開発センター	42
厚生労働省	43
独立行政法人勤労者退職金共済機構	45
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	52
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	58
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	60
農林水産省	63
独立行政法人農畜産業振興機構	65
独立行政法人農業者年金基金	72
独立行政法人緑資源機構	75
経済産業省	78
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	80
独立行政法人中小企業基盤整備機構	86
国土交通省	91
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	93
独立行政法人水資源機構	97
環境省	102
独立行政法人環境再生保全機構	104

内閣府

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

内 閣 総 理 大 臣
福 田 康 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴府におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、貴府所管の見直し対象法人のうち、別紙により今回通知する法人以外の法人については、今後、当委員会において引き続き検討の上、別途通知いたします。

また、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評

価分科会決定)を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 大学院大学の設置準備の着実な実施

沖縄科学技術研究基盤整備機構の主要業務である大学院大学の設置準備に関し、その基本となる大学院大学における教育研究分野等のコンセプトの検討が予定よりも遅れていることから、設置準備業務の体制の見直しを行い、早急に結論を得るものとする。その上で、大学院大学の組織規程等の整備等の諸準備を着実に進めるものとする。

また、中期目標・中期計画において、開学までに必要な、①大学院大学の教育課程及び教員組織等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定しその進捗^{ちよく}状況の検証を行うものとする。

2 世界最高水準の大学院大学にふさわしい研究活動の実施

世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使命に照らし十分な成果が上がっているかとの観点から、厳格な評価を行うものとする。

3 資産の有効活用

沖縄科学技術研究基盤整備機構の本部等として利用としているシーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。

第2 給与水準の適正化等

沖縄科学技術研究基盤整備機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で145.3となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ 業務内容が給与水準に見合ったものとなっているか。

第3 自己収入の増加

外部研究資金を獲得し、自己収入を増大させるためのインセンティブ制度の導入や事務局による研究者のサポート等の具体的な取組について検討を行うとともに、これに係る具体的な目標を設定するものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 沖縄科学技術研究基盤整備機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

省 務 總

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

総 務 大 臣

増 田 寛 也 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人統計センター及び独立行政法人平和祈念事業特別基金）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 効率的かつ効果的な組織運営

統計センターの組織運営については、業務の再編成・高度化を図るため、以下の措置を講ずることにより、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を行うものとする。

- ① 各調査別・各工程別（受付、符号格付等）に業務量及びコストの現状を把握・分析するとともに、当該分析を踏まえ、次期中期目標期間中の経費・要員の具体的な効率化目標を設定する。
- ② 大規模周期調査の符号格付業務についての官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。

第2 受託製表業務の見直し

受託製表業務については、本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で実施するものとする。その際、コスト管理を徹底するものとする。

第3 製表等の技術研究の見直し

製表等の技術研究については、より効率的に業務運営を行う観点から、次期中期目標期間中は、符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化するものとする。その際、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図るものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

統計センターの事務及び事業については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第52条の規定の趣旨を踏まえ、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に合わせ平成21年度から非公務員が担うものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、統計センターの給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で90.3となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 統計センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「平和祈念事業特別基金」という。）は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）に基づき、平成 22 年 9 月 30 日までに廃止されることとされている。一方で、政府・与党合意（平成 17 年 8 月 4 日）において、「資料等の記録・保存、戦後強制抑留に係る慰霊等の事業、慰霊碑の維持管理に必要な経費については、国において措置」することとされている。これらを踏まえ、以下の方向で見直しを行うものとする。

第 1 平和祈念事業特別基金の廃止に向けた取組

次期中期目標期間における各事業については、本法人廃止までの間、着実かつ効率的・効果的な実施を図るとともに、関係者の理解を得つつ、国への円滑な移行等のための準備作業を適切に進めるものとする。その際、今後多角的な観点から行うことが予定されている本法人廃止後の資料等の記録・保存の在り方等についての検討状況を踏まえ、適時適切に目標管理を行うものとする。

第 2 その他の業務全般に関する見直し

上記第 1 に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するものとする。

また、平和祈念事業特別基金の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家

公務員指数で114.6となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 平和祈念事業特別基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

財 務 省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

財 務 大 臣

額 賀 福 志 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人通関情報処理センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、貴省所管の見直し対象法人のうち、別紙により今回通知する法人以外の法人については、今後、当委員会において引き続き検討の上、別途通知いたします。

また、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評

価分科会決定)を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人通関情報処理センターの主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人通関情報処理センター（以下「通関情報処理センター」という。）の事務及び事業については、我が国の貿易政策の一環として、輸出入手続関連システムの連携・統合とそれに伴う通関情報処理センターの運営形態の検討が政府方針として定められていることを踏まえ、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 法人形態の見直し

1 民営化の実施

通関情報処理センターが実施する通関情報処理システム（以下「NACCS」という。）の管理・運営業務は、独立行政法人でなければ実施できない業務ではない。また、通関情報処理センターについては、NACCSと港湾EDI（港湾管理者、港長に係る申請・届出等の行政手続についての情報通信システム）との統合や府省共通ポータル（各府省が所管する輸出入手続関連システムに一つの窓口からアクセスするためのポータルサイト）の運営、各府省の輸出入手続関連システムの管理・運営の受託、将来的なNACCSと各府省輸出入手続関連システムとの統合等、今後の業務範囲の拡大が見込まれており、現状以上の業務運営の効率化が求められている。このような現状を踏まえ、これらの業務を独立行政法人の運営形態で実施する場合と民営化した上で実施する場合とを比較し、民営化した場合に想定しうる優位性を明確にした上で、民営化するものとする。その際、官民が共同で利用する公的なサービスを独占的に供給し、特別な株主構成となるという特殊性を踏まえ、公的機関に求められる効率性の不断の向上や内部統制を担保するため、以下の事項について、特別法や定款に明記する等の措置を講ずるものとする。

- ① 監査役や会計監査人等、会社法で定められた監査体制の整備
- ② 民営化にあたっての株式会社としてのマネジメントに加え、中期的目標を設定することによる経営管理、第三者機関による評価体制等も含め、効率性の向上や内部

統制を担保するための仕組みの整備

③ 情報公開の範囲等について現状の基準を下回らない体制及び企業情報等の秘密保持を確保するための仕組みの整備

④ 適正な利用料金を設定するための仕組みの整備

⑤ 付随業務の際限なき拡大を防ぐための仕組み及び付随業務で赤字が発生した場合の措置方法の整備

さらに、民営化に当たっては、独立行政法人として保有している積立金の処分方法について十分に留意するものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 システム部の見直し

民営化に際し、当面、東京都特別区に所在することとなるシステム部について、配置人員や事務所面積等、組織規模の適正化を通じて、経費の削減を図るものとする。あわせて、システム部の所在地について、効率性及び合理性の観点から、既契約終了後における川崎市への移転を含めて検討するものとする。

2 利用料の引下げ

国費負担の削減及び国際競争力強化の観点から、平成20年度以降順次運用が開始される次期システムの利用料については、システム構築、運用等に係る契約を随意契約から一般競争入札へ移行したことなどに伴う経費削減効果を反映させることにより、利用料の引下げを図るものとする。その際、国を含む利用者の意見を十分踏まえた上で、適切な料金設定を行うものとする。

第3 組織面の見直し

1 地方事務所の見直し

民営化に際し、港区、名古屋市、大阪市及び福岡市の4か所に設置されている地方事務所について、費用対効果も含めその必要性の有無を検討した上で、その存廃も含め抜本的な見直しを行うものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、民営化までの間、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 中期目標の明確化

利用者サービスの維持・向上を図るという方針を明確にし、かつ、業績評価の際の指標として十分な機能を果たす観点から、問い合わせに対する回答時間の短縮目標等、利用者サービスに関する事項について数値目標を設定するものとする。

2 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

3 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、通関情報処理センターの給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で116.2となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所等の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

るか。

4 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 通関情報処理センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

文 部 科 学 省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

文 部 科 学 大 臣
渡 海 紀 三 朗 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人メディア教育開発センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、貴省所管の見直し対象法人のうち、別紙により今回通知する法人以外の法人については、今後、当委員会において引き続き検討の上、別途

通知いたします。

また、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人理化学研究所の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 使命の明確化等

理化学研究所については、政府全体として効果的かつ効率的な研究活動を行う観点から、その使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化するものとする。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図るものとする。

また、実施している研究の必要性、成果等について、i) 多額の公的な研究資金が投入されていること、ii) 研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示すものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 効果的かつ効率的な研究事業の実施

研究事業については、効果的かつ効率的な実施の観点から、当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化するものとする。また、この方針に沿って、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的^{ほう}の研究においては、平成20年9月末に、バイオ・ミメティックコントロール研究事業を廃止（フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センターを廃止）する。
- ② 社会的要請に基づく重点的プロジェクト研究においては、平成20年3月末に、ゲノム科学総合研究事業を廃止（横浜研究所のゲノム科学総合研究センターを廃止）

する。

また、研究の芽（シーズ）を生み出すことを目的とする中央研究所と、研究の芽（シーズ）を育てることを目的とするフロンティア研究システムとを平成20年4月に統合するものとする。

さらに、これらに伴い、関係部門等に係る経費及び人員を削減するものとする。

2 施設の外部利用の促進

放射光共用施設（SPring-8）については、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）に基づき外部利用の仕組みが設けられているが、その他の各種の施設についても、我が国全体としての施設の有効活用を図る観点から、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進するものとする。

3 研究成果の社会への還元

研究成果については、積極的に社会への還元に努めるものとする。

また、知的財産権の実施が社会に還元される役立つ成果が生まれていることを示す重要な指標の一つであることを認識し、知的財産権の実施許諾による収入の拡大に努めるものとする。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指すものとする。

4 研究拠点等の見直し

研究拠点等については、効果的かつ効率的な実施の観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。
- ② 駒込分所について、本所（埼玉県和光市）との位置関係や利用状況等にかんがみ、次期中期目標期間中に廃止し、その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。
- ③ 板橋分所について、民間企業との共同研究等が実施されている状況を踏まえ、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨からみた適切性等を検討し、所要の結論を

得る。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする人員の削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、理化学研究所の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で124.8となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 理化学研究所が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「宇宙航空研究開発機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 宇宙開発プロジェクトに係る事務及び事業の見直し

宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行うものとする。

また、H-IIAロケット標準型の民間移管に伴い、次期中期目標期間終了時まで、民間企業に対する指導監督業務等の在り方を見直し等により、関係の経費及び人員の削減を行うものとする。さらに、今後のロケット開発に当たっても、民間移管が行われる際には、同様の措置を講ずるものとする。

2 衛星に係る研究開発の重点化

衛星に係る研究開発については、実用化が可能となったものから、順次、民間における開発にゆだねることとし、国が独立行政法人に実施させるべきものに重点化するものとする。

3 航空分野の研究開発の重点化

航空分野の研究開発については、国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化するものとし、平成19年度に垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発を廃止する等、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものについては順次廃止するものとする。

4 施設・設備の外部への供用の促進

宇宙航空研究開発機構が保有する施設・設備については、我が国全体としての施設・設備の有効活用を図る観点から、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、外部への供用を更に促進するものとする。

5 研究成果の社会への還元

研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元に努めるものとする。

6 事業所等の廃止等

国内・国外に散在する事業所等については、次期中期目標期間終了時まで、

- ① 衛星開発の重点化に伴う横浜監督員分室の廃止、
 - ② 旧3機関（文部科学省宇宙科学研究所、宇宙開発事業団、独立行政法人航空宇宙技術研究所）の情報システムの統合等を完了した汐留分室の廃止、
 - ③ 気球の大型化、施設の老朽化等に伴う三陸大気球観測所の廃止
- を実施するものとするが、これらにとどまらず、研究開発の効率的かつ効果的な実施の観点から、今後も、極力集約化を行うものとする。

また、東京事務所（千代田区丸の内）及び大手町分室（千代田区大手町）については、マネジメント管理の徹底及び経費の効率化の観点から、関係府省等との調整部門など現在地に置く必要がある部門以外のものを本部（調布市）等に統合するものとする。

7 関係の経費及び人員の削減

上記の1から6までの見直し、重点化等に伴い、関連部署の整理・縮小並びに関係の経費及び人員の削減を実施するものとする。

8 保有資産の見直し

宇宙航空研究開発機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 前記6の事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。

- ② 野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。
- ③ 鳩山宿舎について、平成 19 年度中に売却処分する。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続するものとする。

また、宇宙航空研究開発機構の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で 123.8 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 宇宙航空研究開発機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人日本芸術文化振興会の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「日本芸術文化振興会」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 芸術文化振興のための助成事業の統合・一元化

芸術文化振興のための助成事業については、効果的かつ効率的な実施を図る観点から、文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業（舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金）と、文化庁の助成事業（芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金）とを統合・一元化するものとする。なお、その際、全体の助成規模が拡大しないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減するものとする。

2 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し

伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定するものとする。この一環として、「大衆芸能（寄席囃子）」の養成について、現行中期目標期間の終了時までには休止するものとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直すものとする。

また、現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直すものとする。

3 施設の有効活用等

芸術文化の振興という設置趣旨を踏まえ、国民の鑑賞機会を増加させる観点から、

すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数の増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用するものとする。同時に、これらにより自己収入の増加にも努めるものとする。

4 国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等

国立劇場等の管理運営業務については、外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図るものとする。

また、特定の公益法人に対し随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘(「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」(平成19年9月))に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保するものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、日本芸術文化振興会の給与水準(平成18年度、事務・技術職員)は対国家公務員指数で99.2となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況につ

いては公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 日本芸術文化振興会が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人海洋研究開発機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人海洋研究開発機構（以下「海洋研究開発機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 使命の明確化等

海洋研究開発機構については、政府全体として効果的かつ効率的な研究活動を行う観点から、その使命の明確化を図り、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等を総合的に実施しているという特性をいかした、海洋科学技術政策全体の中で海洋研究開発機構が担うべき研究に重点化するものとする。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図るものとする。

また、実施している研究の必要性、成果等について、i) 多額の公的な研究資金が投入されていること、ii) 研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示すものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 研究開発プロジェクトの進行管理の徹底

研究開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行うものとする。

特に、統合国際深海掘削計画（IODP）に基づく深海地球ドリリング計画については、長期間にわたり多額の国費が投入される予定となっていることを踏まえ、その進行管理を徹底するとともに、進捗^{ちよく}状況や成果等を国民に分かりやすい形で示すものとする。

2 学術研究課題の審査等の一元化

海洋研究開発機構が保有する船舶（7隻）において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、これまで東京大学海洋研究所と海洋研究開発機構で分担して実施されていたが、「海洋研究船委員会取りまとめ」（平成19年6月22日科学技術・学術審議会海洋開発分科会海洋研究船委員会）を踏まえ、業務の効率化等の観点から、同研究所において一元的に実施するものとする。これに伴い、海洋研究開発機構について、予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図るものとする。

3 「地球シミュレータ」の運用の効率化

「地球シミュレータ」（地球環境の変動や地球内部の動きをシミュレーションする高速計算機）については、国内のスーパーコンピュータのフラッグシップ機としての役割を終えたことから、今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努めるものとする。

4 研究成果の社会への還元

研究開発の成果については、積極的に社会への還元に努めるものとする。

5 学術研究船の運航業務に係る外部委託化

海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船（2隻）については、業務運営の効率化及び経費削減の観点から、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行うものとする。

6 研究拠点等の整理・統合等

全国に散在する研究拠点等については、業務・システムの集約化・合理化等の進展に応じ、整理・統合するものとする。この一環として、今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始に対応して、室戸岬沖海底ネットワークシステムを廃止するものとする。

また、むつ研究所については、海洋観測船「みらい」の長期運航化に伴い利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所には事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図るものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、海洋研究開発機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で118.0となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

るか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 海洋研究開発機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人国立高等専門学校機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立高等専門学校機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 国立高等専門学校の配置の在り方の見直し

全国に55校設置されている国立高等専門学校については、入学志願者数の動向やニーズを踏まえた配置の在り方を検討し、所要の結論を得るものとする。

2 専攻科の見直し

専攻科については、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校の設置目的やニーズを踏まえ、本科卒業後の編入学先として国立の技術科学大学が設置されていることや、一般大学へ編入学する者も半数近く存在することとの関係を整理し、役割や位置付けを明確化した上で、必要な教育研究機能等を検討し、所要の結論を得るものとする。

3 外部資金の積極的な獲得

国立高等専門学校において実施する研究については、共同研究、受託研究等の受入れなどにより、外部資金の獲得に積極的に取り組むものとする。

4 事務職員の削減

国立高等専門学校機構の事務職員については、本部における資金管理等業務の一元化や各学校事務部における2課体制への移行を確実に進めることにより、削減するものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、国立高等専門学校機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で83.2となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国立高等専門学校機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について

徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人大学評価・学位授与機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 認証評価業務の見直し

認証評価業務については、民間の認証評価機関が既に存在している一方、現状では対象校数の多さ等から民間の認証評価機関のみでは対応できないという状況にかんがみ、今後、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止していくものとする。また、それまでの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、自己評価担当者等に対する研修会の実施等、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減するものとする。

2 認証評価及び国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価の効率化等

認証評価と国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価とは、その目的が「教育研究水準の向上」という観点において共通であることにかんがみ、民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認めることにより、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与機構の業務の効率化を図るものとする。

3 学位授与業務の見直し

学位授与業務については、個人の申請に基づき学位を授与するものであるが、学位

審査経費が手数料収入を上回る状況にあるため、業務の効率化を図り、原則として手数料収入で当該経費を賄うよう運営するものとする。

また、手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して学位授与基準の検討等の周辺業務を実施している状況であることから、当該周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与基準の検討を行うなど効率化・合理化を図ることにより、計画的な経費の削減を進めるものとする。

4 調査研究業務の見直し

調査研究業務については、国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業務の効率化を図るものとする。

第2 保有資産の見直し

大学評価・学位授与機構が保有する小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討するものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、大学評価・学位授与機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国

家公務員指数で103.9となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 大卒以上の職員の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 大学評価・学位授与機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人メディア教育開発センターの主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人メディア教育開発センター（以下「メディア教育開発センター」という。）
の事務及び事業については、以下の方向で見直しを行うものとする。

○ 事務及び事業の廃止等

メディア教育開発センターの事務及び事業については、独立行政法人において実施する必要性が薄れたと考えられることから、現行中期目標期間終了時において、廃止するものとする。

なお、日本の大学教育の国際競争力の向上のためICT活用教育を推進することは必要であるとの観点から、これまでメディア教育開発センターが行ってきた事務及び事業については、内容を精査した上で、メディア教育開発センターが放送大学と緊密な連携協力を図ってきた経緯も踏まえ、放送大学学園において実施するものとし、そのための所要の措置を講ずるものとする。

厚 生 勞 働 省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

厚 生 労 働 大 臣
舛 添 要 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、貴省所管の見直し対象法人のうち、別紙により今回通知する法人以外の法人については、今後、当委員会において引き続き検討の上、別途通知いたします。

また、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 中小企業退職金共済事業における未請求退職金の縮減等

(1) 未請求退職金の発生防止及び縮減のための取組の強化

退職金共済事業の運営においては、被共済者に退職金を確実に支給することが極めて重要であるが、多くの未請求退職金が発生しており、退職後5年以上経過した未請求退職金に限っても、毎年度新たに8,000件以上（平成18年度において8,529件、退職金額23億1,700万円）発生している状況であり、昭和34年度から平成18年度までの累計で49万件、退職金額365億9,000万円に達している。

このため、未請求退職金の発生を防止する観点から、勤労者退職金共済機構では、昭和58年度から、事業主に対し退職後3か月経過しても請求のない退職金の受給資格を有する者へ退職金を請求するよう連絡することを要請してきたが、上述のとおり、毎年度新たに8,000件以上の未請求退職金が発生していることから、例えば、

- ① 建設業退職金共済事業において実施している取組と同様に、加入時に被共済者の住所を把握すること及び退職金共済に加入したことを本人へ通知すること、
- ② 退職時に事業主が提出する被共済者退職届に当該被共済者の住所等連絡先を記載させるとともに、勤労者退職金共済機構から本人に対し、退職金の受給資格がある旨及び必要な手続について通知すること

など、具体的な対策を早急に講ずるものとする。

また、累積した未請求退職金を縮減する観点から、勤労者退職金共済機構では、平成19年度から新たに、年度末までに未請求の期間が5年に達する退職金受給資格

者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求を行うよう通知する取組を開始しているが、この取組の対象は累積した未請求退職金の一部に限定されていることから、

- ① 関係者への周知広報の在り方を見直すとともに、
- ② 例えば、退職後5年を待たず早期に退職金受給資格者の住所等連絡先を把握し、退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知する方策等について検討するなど取組の強化を図るものとし、次期中期目標等において未請求退職金の具体的な縮減目標と縮減計画を定めて着実に実施するものとする。あわせて、既に5年以上経過しているものについても住所等連絡先の把握のための方策等について検討し、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するものとする。また、これらの取組について、毎年度、進捗^{ちよく}状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

(2) 支払備金の見直し

被共済者の退職により支給が見込まれる退職金の支払備金への計上については、5年間とされているが、退職後5年以上経過していても実際には請求があれば退職金が支給されており（平成18年度：支給実績534件、退職金額4億2,700万円）、また、未請求退職金の縮減の取組によって、当面は退職金の支給が増加すると想定されることから、退職後5年以上経過してからの退職金の支給に要する見込額を推計し、これを支払備金に計上するものとする。

2 建設業退職金共済事業における退職金の確実な支給

(1) 退職金の確実な支給のための取組の強化

建設業退職金共済事業における退職金の支給については、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）が3年以上未更新となっているものが41万件（平成18年度末現在）存在しており、この41万件の中には、退職金の受給資格を有する者が既に建設業から引退しているなど退職金が未請求となっているものが相当数あるものと考えられる。

勤労者退職金共済機構では、毎年度、共済手帳の未更新期間が3年に達する者の現況を把握するとともに退職金の受給資格を有する者については未請求退職金かど

うか確定するため、事業主を通じて把握した本人の住所にあてて退職金の請求手続等を要請する取組を行っているが、住所不明等で文書の送付ができない者が直近の平成18年度調査において5割を占めていること、また、確実な退職金支給のために、16年度から新たに加入時に被共済者の住所を把握するとともに、被共済者となったことを本人に通知する取組を行っているが、この取組が有効なのは16年度以降新規に加入した者に限られることなど、現行の対策では不十分となっている。

このため、例えば、共済手帳が未更新となっている者の住所等連絡先を把握し退職金が未請求となっている者を確定して退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図るものとし、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するものとする。また、毎年度、進捗^{ちよく}状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

(2) 退職金共済証紙の確実な貼付のための取組の推進

共済手帳への退職金共済証紙（以下「共済証紙」という。）の確実な貼付については、特殊法人に関する行政評価・監視結果（平成14年1月総務省行政評価局）に基づき、総務大臣から厚生労働大臣に対し、共済手帳への共済証紙の未貼付について改善を図るよう勧告されており、勤労者退職金共済機構では、共済証紙の確実な貼付のため、手帳更新の手続を2年間行っていない事業主に対して手帳更新などの適切な措置を講ずるよう要請等を行っている。

共済手帳への共済証紙の未貼付については、毎年度末現在における掛金収納額（累計）と共済手帳への共済証紙貼付の確認額（累計）との差額は年々減少してきているものの、平成18年度末現在で1,282億円存在し、この中にはなお未貼付となっているものがみられることから、引き続き共済証紙の確実な貼付のための取組を推進するものとし、次期中期目標等において、具体的な取組と数値目標を設定するものとする。また、毎年度、進捗^{ちよく}状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

3 建設業退職金共済事業における退職金の支給要件の見直し等

建設業退職金共済事業については、平成18年度末現在、928億円の利益剰余金が発

生しており、利益剰余金の発生要因の一つとして、前述の特殊法人に関する行政評価・監視の結果においては、掛金納付月数が24か月に満たない場合は掛金が掛け捨てとなることなども影響しているとされていること、中小企業退職金共済事業では12か月で退職金の受給資格が得られることを踏まえて、退職金の支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するものとする。

なお、利益剰余金が多額になっていることから、その有効活用策について、利益剰余金の原資が過去に納付された掛金、過去に交付された国からの補助金及びそれらの運用益であることも踏まえ、厚生労働省において、外部の有識者の意見も聴取しつつ検討するものとする。

4 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における退職金の確実な支給

清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における退職金の支給については、建設業退職金共済事業の場合と同様に退職金の受給資格を有しながら共済手帳が3年以上未更新となっているものが、清酒製造業退職金共済事業で7,215件（平成18年度末現在）、林業退職金共済事業で5,395件（同）存在しており、各々の加入被共済者数に占める割合は建設業退職金共済事業の場合と同程度又はそれ以上となっていること（建設業15%、清酒製造業22%、林業13%）から、両退職金共済事業についても、上記2の建設業退職金共済事業の場合と同様に共済手帳未更新者の住所等連絡先の把握等による退職金の確実な支給に取り組むものとする。

5 欠損金の発生防止

予定運用利回りと実際の運用利回りとの差から、中小企業及び林業の各退職金共済事業において生じている累積欠損金については、平成17年度に勤労者退職金共済機構が策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な解消を図るものとする。

また、新たな欠損金の発生を防止するためにも、各退職金共済事業の予定運用利回りの変更を必要に応じて、随時、的確に行うものとする。

第2 組織面の見直し

1 内部統制の強化等業務運営体制の見直し

勤労者退職金共済機構については、過去に未請求退職金の存在が指摘されていなが

ら、その解消に向けた有効な対策が講じられ成果が上がっているとは言い難いことなどを踏まえ、各退職金共済事業を適切に運営する観点から、内部統制の強化を含む業務運営体制の見直しを行うものとし、次期中期目標等に具体的な取組を定めるものとする。

2 業務実施体制の効率化等

勤労者退職金共済機構の業務運営については、中小企業、建設業、清酒製造業及び林業の各退職金共済事業が統合されたメリットを最大限に発揮して、効率化を図る観点から、業務・システム最適化計画の実施に併せて、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行うものとする。また、

- ① 各退職金共済事業に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務・システム最適化計画をも踏まえた業務手順等の共通化、帳票類の統一化、
 - ② 平成 23 年度末までの時限措置である適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止、
 - ③ 各退職金共済事業の電話対応業務の一元化の検討
- などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図るものとする。

第3 保有資産の見直し

勤労者退職金共済機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、次期中期計画期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上、早急に検討を行う。
- ② 松戸宿舍及び越谷宿舍については、建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期目標期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討するとともに、既に廃止された川越職員宿舍の土地については、平成 19 年度中に売却処分する。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、勤労者退職金共済機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で106.8となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 勤労者退職金共済機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場

合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高齢・障害者雇用支援機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 高年齢者雇用に関する給付金の支給業務の体制の縮小

高年齢者雇用に関する給付金の支給業務については、65歳までの雇用確保措置導入のための給付金から70歳まで働ける企業の実現のための給付金への転換により、事業規模が大幅に縮小することに伴い、業務運営の効率化を図る観点から、支給業務の実施体制を事業規模に合わせて縮小し、経費及び人員を削減するものとする。

2 高年齢者雇用に関する事業主等に対する相談援助業務の手法の見直し

企業における65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務については、これまで、比較的規模の大きい企業を中心に、個々の事業主やハローワークからの要請に応じてアドバイザーを派遣して行われてきたが、具体的な効果が定量的に説明されていない状況にある。また、雇用確保措置の導入や定着状況をみると、中小企業取り分け小規模な企業において相対的に遅れている状況にある。

このため、これまでの取組の成果を検証した上で、対象企業を小規模な企業に重点化し、小規模企業の特性を踏まえたより効果的かつ効率的な事業手法を検討し、その結果に基づき、例えば、事業主団体や商工団体を通じて小規模事業主を集めて行う集団的な相談援助へ移行するなど、効果的かつ効率的な業務運営を図るものとする。

3 高年齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務のうち、再就職支援コンサルタントの廃止

再就職支援コンサルタントは、相談援助の実績が低調であり、費用対効果の観点か

ら廃止し、経費及び人員を削減するものとする。

4 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務（高齢期雇用就業支援コーナー）の民間競争入札の導入

高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務（高齢期雇用就業支援コーナー）について、利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行うものとする。

また、当該業務については、存続する10数か所のうち、事業性が見込まれる3か所程度について民間競争入札を導入するものとする。

なお、民間競争入札導入の結果を踏まえ、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討するものとし、さらに、業務の実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方の検討を行うものとする。

5 高年齢者雇用支援業務の政策転換を見据えた見直し

平成18年度から施行された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの雇用確保措置の事業主への義務付けが25年度から完全実施されることとなっており、今後、高年齢者雇用支援業務は、65歳雇用に係る相談援助等の対象企業の重点化・縮小や、新たな政策課題として65歳以上の雇用確保に係る業務が見込まれる一方で、社会経済情勢や法施行の状況等の関連諸施策の動向に影響を受けることなどを勘案し、25年度以降の高年齢者雇用支援業務の実施体制・実施方法については、引き続き現行の枠組みで実施することが合理的かつ効果的・効率的かについて、次期中期目標期間終了時までには検討し、結論を得るものとする。

6 障害者に対する職業リハビリテーション業務の供給目標の明確化等

障害者に対する職業リハビリテーション業務については、福祉から雇用への政策展開を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 障害者雇用施策は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行による、福祉から雇用への政策展開を踏まえ、就労を希望する障害者がどこに相談しても適切な就労支援機関で職業リハビリテーションを受けられるよう、それぞれの政策体系の中で種々存在する関係機関の中で、高齢・障害者雇用支援機構が担う役割と機

能を明確化した上で、関係機関とのネットワーク構築等の連携の強化を図るものとする。

- ② サービスを希望する者が適切な時期に適切なサービスを受けられるようにするため、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズをできる限りの確に把握した上で、ニーズを踏まえた適正なサービスに係る供給目標及びその成果に係る目標を定めるとともに、よりの確に把握できる定量的な指標を次期中期目標に定め、その達成状況を踏まえ、サービス提供内容の不断の見直しを行うものとする。

7 障害者職業センターの設置運營業務、障害者職業能力開発校の運營業務の見直し

障害者職業センターの設置運營業務、障害者職業能力開発校の運營業務については、福祉から雇用への政策展開を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 障害者職業総合センターの設置運營業務の見直し

障害者職業総合センターについては、職業リハビリテーションの中核的機関としての機能を最大限発揮するとともに、福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大を図る観点から、新たな職業リハビリテーション技術や支援ツールの開発を行い、その成果の高齢・障害者雇用支援機構内外への普及を積極的に行うとともに、成果の具体的な活用状況を把握し、それを関係機関で共有化し、更なる活用を図るものとする。

(2) 広域障害者職業センターの設置運營業務及び障害者職業能力開発校の運營業務の見直し

広域障害者職業センター及び併設する障害者職業能力開発校については、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れるという本来の役割を十分に果たしていない実態があることから、本来の設置目的に沿った機能を発揮するよう、例えば、地域障害者職業センターと連携して対象者の把握・支援を行うなど、運営の改善を図るものとする。

なお、せき髄損傷者職業センター（独立行政法人労働者健康福祉機構の総合せき髄センターに併設）は、支援ニーズが大きく減少していることから廃止するものとする。

(3) 地域障害者職業センターの設置運営業務の見直し

地域障害者職業センターについては、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者等とのネットワークを構築し、連携の強化や各種情報の共有化を図るとともに、職業リハビリテーションに係る人材の育成や関係機関に対する助言・援助に取り組むものとする。その上で、発達障害者等に対する専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化するものとする。

また、OA講習は、地域障害者職業センターの専門的支援への重点化、民間機関における訓練機会の拡大及び障害者委託訓練の拡大状況も踏まえ、廃止するものとする。

なお、管理事務については、業務運営の効率化を図るため、おおむね四分の一程度のセンターに事務処理を集約化するものとする。

8 その他の障害者雇用支援業務の見直し

その他の障害者雇用支援業務については、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 障害者雇用納付金の徴収及び調整金等の支給業務は、事業主の利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び電算機処理システムの改定など、適正かつ効率的に実施するものとする。
- ② 障害者技能競技大会については、産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的又は雇用拡大が期待される職種による技能デモンストレーションの実施等一層効率的かつ効果的な大会運営を行うものとする。

9 委託業務に係る随意契約の見直し

社団法人や財団法人である各都道府県の雇用開発協会等（48 協会）及び社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約については、一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態へ移行するものとする。

第2 地方支所の廃止等

1 駐在事務所（5か所）の廃止

駐在事務所（5か所）については、業務運営の効率化を図る観点から、廃止するものとし、業務の必要性を精査した上で、必要な業務は本部が実施するものとする。

2 本部機能の集約化

本部機能については、東京本部（東京都港区）と幕張本部（千葉市美浜区）の2か所に分散しているため、効率的かつ機動的な業務運営に資する観点から、次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結論を得るものとする。

第3 保有資産の見直し

高齢・障害者雇用支援機構が保有するせき髄損傷者職業センターの廃止に伴い生ずる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行うものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、高齢・障害者雇用支援機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で117.0となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的

な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 高齢・障害者雇用支援機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の主要な 事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の着実な実施

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする国の施設であることを踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 施設の設置・運営業務における施設利用者の自立支援のための取組については、重度の知的障害者に対するモデル的支援の確立に努めるものとする。

施設利用者の地域生活への移行については、施設利用者の状況、地域における受入体制の整備の見込み等を踏まえ、実現可能性も勘案した上で到達目標を設定するものとする。

- ② 調査・研究、情報提供、養成・研修及び援助・助言の各業務については、全国の知的障害者自立支援活動の質の向上に資する観点から、実施すべき支援内容について中期目標において明確にするとともに、その成果を客観的に評価できるような具体的な目標を設定するものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏ま

え、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続するものとする。

また、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で 99.4 となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「医薬品医療機器総合機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 審査関連業務のうち、ドラッグ・ラグの解消に向けた見直し

新医薬品審査については、ドラッグ・ラグ（欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態）2.5年を平成23年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成し、毎年度その進捗^{ちよく}状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

また、アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行うものとする。

2 審査関連業務のうち、デバイス・ラグの解消に向けた見直し

新医療機器審査については、デバイス・ラグ（医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題）の現状把握、原因分析を行うとともに、その結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図るものとする。

3 安全対策業務の着実な実施

医薬品や医療機器の安全性に係る情報の確実かつ迅速な収集・分析・提供等の安全対策業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図るとともに、業務の実施状況や成果を国民に対して分かりやすく説明する観点から、次期中期目標等において、各事業の成果をよりの確に把握できる指標を設定するものとする。

4 業務全般に係る効率化の徹底

医薬品医療機器総合機構の業務経費の大半は、申請企業等が負担する手数料、拠出金で賄われているが、これらは、最終的には医薬品等を使用する国民の負担に帰するものであることを踏まえ、各業務について、効果的かつ効率的な業務運営を徹底するものとする。

また、医薬品医療機器総合機構の事務所については、申請者の利便性、厚生労働省との緊密な連携の必要性及び今後の人員増によるスペースの確保の必要性を踏まえ、より効果的かつ効率的な業務運営の確保の観点から、次期中期目標期間中において、他の場所への移転も含めた検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、医薬品医療機器総合機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で121.1となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。

- ② 国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 医薬品医療機器総合機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

農 林 水 産 省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

農 林 水 産 大 臣
若 林 正 俊 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金及び独立行政法人緑資源機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させ

ていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人農畜産業振興機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産業振興機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 業務の成果の評価

我が国の農政は、今、大きな転換期を迎えており、そうした中、国、独立行政法人、地方公共団体、中央・地方の公益法人等の関係者が農畜産業をめぐる諸課題を解決していくに当たり、農畜産業振興機構が今後果たすべき役割・ミッションをより明確にする必要がある。

したがって、次期中期目標等においては、国の政策における農畜産業振興機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担を明確にした上で、当該任務・役割の達成度を測る際に十分機能するアウトカム指標を含む適切な指標を業務内容等に応じそれぞれの業務ごとにできる限り具体的かつ定量的に設定し、その成果の評価を厳格かつ客観的に行うものとする。

第2 畜産関係業務の見直し

1 学校給食用牛乳供給事業

学校給食用牛乳供給事業のうち、普及啓発を中心とした消費の維持拡大・定着促進に係る事業については、児童生徒の飲用習慣の定着を進め、牛乳の消費の増進を図ること等を政策目標としている。しかしながら、

- ① 事業が開始された平成12年度以降も、一人当たりの牛乳消費量は減少し続けており、現時点では事業成果が十分発現するに至っていないこと、
- ② 普及啓発の取組が、企画・実施主体である各都道府県の乳業者団体等に実質的にゆだねられており、それに対する指導が十分とはいえないこと

等にかんがみ、各都道府県の事業実施主体の取組については、効果の高い活動事例の情報提供やその活用促進により重点化を進めること、各事業実施主体の事業の提案に際しその必要性・有効性等について事前の検証を行うこと等によりメリハリの効いた効率的な普及啓発活動を実現するものとする。さらに、各事業メニューについては、消費の維持拡大・定着促進という事業目的の達成度を測る上でふさわしい指標をできる限り具体的に設定し事業成果の評価を行い、その結果に基づき、事業メニューの改廃を推進するなど不断の見直しを徹底するものとする。

2 保有する資金の見直し

(1) 保有規模

農畜産業振興機構は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）等に基づき、肉用子牛の安定的な生産や畜産物の生産及び流通の合理化に資する事業を実施するために必要な経費を補助するため国から交付を受けた交付金（牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金等）を、調整資金及び畜産業振興資金として管理・保有しており、これらの資金をBSEの発生等の不測の事態への機動的な対応にも供することとしている。

国から農畜産業振興機構に交付された交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）における「補助金等」とされておらず、残余等が生じた場合も国庫に返納されることになっていないこと、現行の中期目標期間において事業費の削減に取り組んできたことに加え、畜産物市況の状況等もあいまって、近年、保有資金の残高は、急速に増加しており、今後とも増加傾向にある。また、調整資金の残高は、平成13年度にBSE関連対策として措置された額とほぼ同額となっている。

よって、厳しい財政状況を踏まえ、次期中期目標期間においては、事業費削減の取組を引き続き継続するとともに、過去における保有資金からの支出の実績、この支出によりもたらされた生産及び流通の合理化の効果、農畜産業振興機構からの補助金等により公益法人等において造成された基金の残高等を考慮した上で、補助金等を保有資金から優先的に支出し、国からは必要な補助金等の全体額と比してなお必要な額を農畜産業振興機構に交付する等により交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制するものとする。

(2) 透明性の確保

農畜産業振興機構の畜産勘定においては、現在、食肉に係る畜産振興施策等を実施するために交付される牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金を財源とする調整資金と主として酪農・乳業関係事業を実施するために交付される学校給食用牛乳供給事業交付金等を財源とする畜産業振興資金の2種類の資金が区分経理されている。

現状において、それぞれの資金から一度補助金等として支出されたものは、交付された事業実施主体において不用となり農畜産業振興機構に返還された場合、国庫に返納されるのではなく、すべて、畜産業振興資金に繰り入れられ、国からの交付金の当初の交付目的以外の用途にも供され得る複雑な経理になっている。

したがって、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを積極的にかつ分かりやすい形で開示し、会計処理の透明性を確保するとともに、事業返還金の活用にあたっては、適切な会計処理であることについて分かりやすい説明を付記することを始め説明責任を十分に果たすものとする。

3 畜産業振興事業等

畜産業振興事業等については、最終的に受益者（生産者等）に補助金等が流れる事業メニューにおいて、中央・地方の公益法人等を経由するものが多く、各段階において、多くの場合、農畜産業振興機構の補助金等の交付を受けて基金が造成されている。

こうした現状にかんがみ、補助金等を効率的かつ適切に活用する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 各事業メニューの趣旨・目的に照らし、最終的な生産者等に補助金等が最も効率的かつ迅速に交付されるようにするため、補助金等の経由の在り方及び各法人等における基金の造成の在り方をゼロベースで見直す。この際、農畜産業振興機構において、既に調整資金等一定水準の資金を保有しており、弾力的な資金の運用が確保されていること等を考慮に入れる。
- ② ①において、造成が必要とされた基金についても、定期的に見直し、現在保有している基金の規模に比して利用が低調なものなど、使用見込みの低い基金について、農畜産業振興機構への返納、適正な規模への縮減等を行う。
- ③ 補助金を経由する各法人等における事務費も含め事業費縮減の取組を引き続き継

続するとともに、事業実施主体の選定に公募制を導入し、事業の一層の透明性・公平性の確保を図る。

- ④ 事業を効率的に実施するため、決算上の不用理由の分析や費用対効果分析など事後の評価・分析を充実し、その結果に基づき、事業の改廃、事業費の縮減等を行う。

第3 蚕糸関係業務の見直し

我が国の蚕糸業は長期的に衰退を続けており、こうした中、蚕糸対策の在り方の抜本的な見直しにより新たな蚕糸対策が打ち出されようとしている。この見直しに併せ、現在、農畜産業振興機構が実施している輸入生糸からの調整金徴収業務、その調整金等を財源とする蚕糸業振興業務等の蚕糸関係業務については、生糸輸入量の減少等により、今後の事業効果が乏しいと予想されること等から、現行の中期目標期間終了時に、廃止するものとする。

第4 野菜関係業務の見直し

野菜関係業務のうち、重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業については、平成19年度からの新たな野菜対策において、両事業の実施における連携策が講じられたこと等を踏まえ、次期中期目標期間中のできる限り早期に、事業の一層の効率的・効果的な実施の観点から、以下の措置を講ずることにより、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行い、野菜価格の一層の安定と国庫支出の削減を進めるものとする。

- ① 重要野菜等緊急需給調整事業について、現在公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を農畜産業振興機構において一元的に行う新たな事業形態に移行する。
- ② 指定野菜価格安定対策事業について、現在農林水産省が実施している指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離^{かい}の度合いの認定を、指定野菜の出荷実績数量のデータを把握している農畜産業振興機構に移管する。あわせて、農畜産業振興機構による認定が適正に行われるよう事後チェック等の措置を講ずる。

第5 情報収集提供業務の見直し

農畜産業振興機構では、情報収集提供業務を実施するため、現在、調査情報部、国際

情報審査役のほか、海外5か国に海外駐在員事務所を設置しており、農畜産業振興機構の職員定数(220人)の15%に当たる職員(35人)を配置している。また、国内においては、畜産物、野菜、砂糖、でん粉、蚕糸といった農畜産物別の縦割りで情報収集提供業務が行われている。こうした現状を踏まえ、より少ないコストで事業の実施効果を発揮させるため、次期中期目標期間中に以下の措置を講じた上で、事業及び業務運営の徹底した効率化を図るものとする。

- ① 品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供を行う組織体制に再編する等により、効率化する。
- ② 調査テーマの重点化等業務の合理化を徹底的に行う。
- ③ 紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、実施効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。

なお、上記第3の見直しに併せ、蚕糸関係の情報収集提供業務を廃止するものとする。

第6 地方事務所等の見直し

農畜産業振興機構の地方事務所及び出張所のうち、東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡及び宮崎の各事務所等については、業務の電算処理システム化の推進の結果等を踏まえ、廃止するものとする。

また、平成19年10月から農畜産業振興機構が新たに取り組んでいる業務(国内産いもでん粉製造業者への交付金とでん粉原料用かんしょ及びさとうきびの生産者への交付金に係る業務)を行う札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、次期中期目標期間中に、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行うものとする。

第7 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。これに併せ、次期中期目標期間中の総人件費に係る具体的

な効率化目標を設定した上で、次期中期目標に明記し、目標達成に向けた取組を行うものとする。

また、農畜産業振興機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で132.9となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、次期中期目標期間中の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数に係る具体的な効率化目標を設定した上で、次期中期目標に明記し、目標達成に向けた取組を行うものとする。その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

さらに、現在、職員の40%以上が管理職となっていることから、効率的・効果的な業務運営を遂行するための組織体制の在るべき姿について十分に検討した上で、適正な管理職割合の具体的目標を設定し、目標達成に向けた取組を行うものとする。

第8 資金の流れ等についての情報公開の推進

農畜産業振興機構が実施する補助事業等については、中央・地方の公益法人等を経由して、最終的な受益者（生産者等）に補助金等が流れている事業が多くなっている。このような現状にかんがみ、独立行政法人の運営状況等について国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、農畜産業振興機構からの直接の補助対象者についてだけでなく、そこから更に補助を受けた者についてもその団体名、金額、実施時期等を公表するものとする。あわせて、生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額も公表するものとする。

また、農畜産業振興機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、国の基準（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18

年8月15日閣議決定)等)の趣旨を踏まえ、農畜産業振興機構から直接交付を受けた補助金による基金にとどまらず、公益法人等を経由し間接的に農畜産業振興機構の補助金の交付を受けて設置造成されているものも含めてすべての保有状況、今後の使用見込み等を農畜産業振興機構において公表するものとする。

第9 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第8に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 農畜産業振興機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人農業者年金基金の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人農業者年金基金（以下「農業者年金基金」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 委託業務の効率化

委託業務については、効率的に実施する観点から、特別相談活動事業を廃止するものとする。また、個々の委託先における業務の実施状況や効果の検証を行った上で、それぞれの委託費を、業務実態等を踏まえた適正な額とし、委託費全体の計画的な削減を図るものとする。

制度普及活動についても、新制度発足後5年以上が経過していることから、これまでの新規加入者の加入実績を踏まえ、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した普及活動を積極的に推進すること等により重点化し、メリハリの効いた効率的な普及活動を実現するものとする。

第2 組織面の見直し

1 連絡事務所の廃止

北海道及び九州の連絡事務所については、両連絡事務所において処理されている事務が他地域では本部において一元的に実施されており、情報通信技術の進展等により両地域についてその例外とする根拠が乏しくなったこと等にかんがみ、次期中期目標期間中のできる限り早期に廃止するものとする。

2 業務実施体制の見直し

農業者年金基金では、農業者年金の支給要件の審査を始め、業務の一部を農業委員会等に委託している。この現状を踏まえつつ、農業者年金基金の体制については、本部における現在の業務内容や業務量等にかんがみ、業務の執行方法等の見直しを行う

ことにより、次期中期目標期間内に人員を極力縮減するものとし、経費の縮減を図るものとする。

3 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。これに併せ、次期中期目標期間中の総人件費に係る具体的な効率化目標を設定した上で、次期中期目標に明記するものとする。

また、農業者年金基金の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で122.5となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、次期中期目標期間中の対国家公務員地域別指数に係る具体的な効率化目標を設定した上で、次期中期目標に明記し、国家公務員の給与構造改革に準拠した給与制度の改正に加え、自主的な取組を積極的に行うものとする。その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第3 保有資産の見直し

職員宿舎については、利用率が低調であることを踏まえ、次期中期目標期間中のできる限り早期に、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の処分を行うものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 農業者年金基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人緑資源機構の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性（案）

独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」という。）については、本法人が発注する緑資源幹線林道事業の測量・建設コンサルタント業務に関して、発注者側が組織的に、かつ、長期間にわたって反復継続して一連の談合を主導していた極めて悪質な「官製談合」事件が起こったことを受け、廃止することとされている。一方、本法人の各事業等については、個別に検証の上、承継法人への継承等が表明されているところであるが、本法人の廃止に際し各事業を改めてゼロベースで見直すことが不可欠であり、以下のとおり措置するものとする。

第1 緑資源機構の廃止に当たっての事務及び事業の見直し

1 水源林造成事業の見直し

事業開始後既に50年近くが経過し、その間、木材価格の大幅な低落を始め、水源林造成事業をめぐる状況は大きく変化している。よって、本事業については、厳しい財政状況にもかんがみ、事業の公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるため、また、コスト縮減を図るため、今後の新規契約について、

① 主伐を50年生から80年生程度までの数十年にわたって分散して、かつ、伐採面積を小面積に分散して行う等主伐方法を見直す、

② ①に併せ、保育方法を見直す

など、事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すものとする。見直しに当たり、設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間は、新たなモデルの検証期間として、その検証に必要なものに限定して新規契約を行うものとし、当該検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行うものとする。

また、既契約分については、現在の取組に加え、施業方法の見直し等により更なる徹底した造成コストの縮減に取り組むものとする。

2 緑資源幹線林道事業の見直し

緑資源幹線林道事業については、独立行政法人の事業としては廃止するものとする。
なお、今後国の補助事業として実施する際には、実施計画の策定に当たり、地方公共団体が、対象区域の森林整備等を促進する観点から現行計画を必要に応じて柔軟に見直すことを認めるものとし、補助事業として適切かつ効率的な事業執行を図るよう要請するものとする。

3 特定中山間保全整備事業の見直し

特定中山間保全整備事業については、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

4 農用地総合整備事業の見直し

農用地総合整備事業については、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

5 海外農業開発事業の見直し

海外農業開発事業については、独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合するものとする。

第2 緑資源機構の廃止に当たっての組織面の見直し

1 地方事務所の見直し

地方事務所については、各事業の見直しに併せ、必要性をゼロベースで検証した上で、以下の措置を含め効率的な必要最小限の実施体制へ再編するものとする。

- ① 地方建設部8か所については、緑資源幹線林道事業の廃止に伴い、既往の工事箇所に移管までの間、保全工事等を実施するための暫定的かつ必要最小限の組織を配置した上で、すべて廃止する。
- ② 建設事業所（次期中期目標期間開始時において9か所）については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業における現在実施中の各区域の事業完了時に、当該区域の事業所を順次速やかに廃止する。

2 業務実施体制の縮小

継承される残事業の実施については、職員の有する知識・経験をいかしつつ、将来の事業の内容・規模に応じた体制で行うものとし、順次執行体制等の縮小を行うものとする。この際、現在、行政改革推進本部事務局において検討が進められている独立行政法人間の職員の適正な配置のための仕組み等を活用できるよう環境整備を図るものとする。

第3 保有資産の見直し

緑資源機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 職員宿舎については、事業の縮小に伴う人員の状況に応じ、必要性の乏しいものについて、順次、売却等の処分を行う。
- ② その他の資産についても、売却等の処分に努める。

經濟產業省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

経 済 産 業 大 臣
甘 利 明 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、貴省所管の見直し対象法人のうち、別紙により今回通知する法人以外の法人については、今後、当委員会において引き続き検討の上、別途通知いたします。

また、当委員会としては、「勧告の方向性」のフォローアップについて」

（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の主要な 事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「技術開発機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人として実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 研究開発業務の抜本的見直し

1 研究開発体制の見直し

技術開発機構が行う研究開発業務（以下「研究開発業務」という。）は、技術の発展段階、技術分野、実施機関の種類等により細分化されており、130以上の研究開発テーマに分かれる中長期ハイリスク研究開発事業、若手研究者を対象とした産業技術研究助成事業、企業の実用化開発支援を目的としたイノベーション実用化助成事業等が毎年度並行して実施されている。

このため、類似する研究開発テーマが同時に進行したり同種の研究内容が複数の研究開発事業で行われ、今後、効率的かつ効果的な研究開発を実施する上で問題となるおそれがある。また、研究開発に係るマネジメントを行うために技術開発機構全体で1,000名弱の常勤職員が配置されている。

このような状況を踏まえ、効率的かつ効果的な研究開発業務の実施を図るため、次期中期目標期間中に業務の枠組みを含めた事業の再編整理、研究テーマの重点化等を行い、必要な実施体制の見直しを行うものとする。

2 費用対効果分析の徹底

事業実施効果の確保及び事業費の有効活用を図るため、企画型の研究開発事業の立案及びテーマ公募型研究開発事業の案件採択時において、費用対効果分析の実施を徹底するよう努めるものとする。

3 基盤技術研究促進事業における資金回収の強化

研究開発業務のうち基盤技術研究促進事業については、研究成果の事業化により生じた売上又は収益（以下「売上等」という）を納付することにより資金回収を行う仕組みとなっているが、平成18年度末において414億円の繰越欠損金が生じている。

このため、次期中期目標期間中に同事業の廃止を含めた検討を行うとともに、以下の取組により資金回収の徹底を図る。

- ① 売上等を確実に把握するため、研究成果の事業化の状況や売上等の状況について報告の徴収のみならず研究委託先等への現地調査を励行する。
- ② 必要に応じ売上等の納付^{しょうよう}態^{たい}を^を実施する。

4 産業技術フェローシップ事業の見直し

鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図る事業として位置付けられている産業技術フェローシップ事業については、高度な学歴と知識を有する鉱工業技術者の養成という成果が十分に確認できない。

このため、技術開発機構は、同事業の終了者の追跡調査等により事業成果を的確に把握し、事業目的に即した成果が得られているか検証するとともに、検証結果を公表するものとする。

第2 新エネルギー及び省エネルギー導入普及業務の見直し

1 業務内容の全面見直し

エネルギーの供給については、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年法律第71号）に基づき、平成22年度までに達成しなければならない石油代替エネルギーの供給目標（以下「供給目標」という。）が定められている。

新エネルギー及び省エネルギー導入普及業務については、供給目標の達成状況を踏まえつつ、すべての事業メニューについて、次期中期目標期間中に継続の必要性や事業成果について検証し、必要性や成果が乏しい事業メニューについては廃止するものとする。

また、継続実施する事業メニュー及び新たに実施する事業メニューについては、必ず終期を設定するものとする。

2 事業の実施方法の見直し

エネルギー技術の迅速な普及を図るためには、設備・機器の設置場所の選定から運転開始までの期間をできるだけ短縮することが有効であることから、事業実施期間については、原則2年以内とし、2年を超える場合には、技術的専門家から構成されることとなる委員会によって事業実施期間を設定するものとする。ただし、設備・機器の生産や設置工事等の関係であらかじめ定めた事業実施期間内での完了が困難な場合は、有識者から構成されている審査委員会の審査を受けて事業実施期間を延長するものとする。

第3 京都メカニズムクレジット取得関連業務の見直し

温室効果ガスの排出割当量等（以下「クレジット」という。）を獲得する京都メカニズムクレジット取得関連業務（以下「京都メカニズム業務」という。）については、我が国が「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）に基づき京都議定書で定める第一約束期間（2008年～2012年）の目標達成に向けて約1億トンの二酸化炭素に相当するクレジットの取得が求められていることを踏まえ、国からの委託を受けて同業務を行う技術開発機構は、計画的にクレジットを取得することが必要である。

また、クレジットの取得に当たっては、国の財政支出の効率化の観点から、取得に係る予算総額の低減を含めた、効率的かつ着実なクレジットの取得に努めるべきである。

さらに、京都メカニズム業務が京都議定書の目標達成という国際公約に関係しているのみならず、国民の関心の高い地球温暖化防止に直結した業務であることを踏まえ、技術開発機構は、毎年度のクレジットの取得量及び取得コストの実績について排出権の市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、できる限り速やかに公表するものとする。

第4 組織面の見直し

事務及び事業の見直し、石炭経過業務の縮小、内部管理部門と事業実施部門との連携推進、各種申請の電子化の拡大等を踏まえ、数値目標を設定し組織体制の合理化を図るものとする。

第5 保有資産の見直し

技術開発機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 祖師谷宿舎については、次期中期目標期間中に新規入居を抑制することにより遊休資産化し売却する。
- ② 倉庫、土地及び研究施設については、次期中期目標期間中に売却等を行う。

なお、白金台研修センターについては、次期中期目標期間中に、周辺地価の状況、代替施設の確保状況、周辺住民の理解及び協力等を踏まえつつ売却の可能性及び時期を含め検討し結論を得る。

第6 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第5に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等の明確化及び効率化目標の設定

技術開発機構の次期中期目標及び中期計画については、国民から見てわかりやすく提示する観点から、以下のとおり措置を講ずるものとする。

- ① 実用化率、エネルギー節減量等定量的なアウトカム目標の導入を図る。
- ② 事務及び事業並びに組織体制の見直しについての合理的な数値目標を設定する。
- ③ 一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、技術開発機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で123.6となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としているなど給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 技術開発機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

4 経営資源の重点配分

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)において、独立行政法人の事務・事業及び組織の徹底的な縮減や独立行政法人向けの財政支出の大幅な削減がうたわれている。

一方、技術開発機構は、国からの新たな委託業務として京都メカニズム業務を第一約束期間の目標達成に向けて実施することとなっている。

京都メカニズム業務については、緊要性はあるものの有期の業務であることにもかんがみ、技術開発機構は、人員及び財源の有効活用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図りつつ、遂行する必要がある。

このため、次期中期目標期間中は、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定し、その達成に努めるものとする。

5 自己収入の増加

国以外の財源の確保及び拡充を図るため、売上等の納付による資金回収の強化等により現行水準以上の自己収入を確保するものとする。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の主要な事務及び事業については、中小機構と都道府県、都道府県等中小企業支援センター等の地域の中小企業支援機関（以下「地域支援機関」という。）との役割分担を明確にした上で国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 経営相談・助言事業及びハンズオン支援事業の重点化

経営相談・助言事業及び専門家継続派遣等を内容とするハンズオン支援事業については、中小企業者からの相談対応と中小企業庁の施策の現場への適用という二つの性格が混在している。また、地域支援機関においても類似の業務が行われている。

このような状況を踏まえ、事業内容を精査し、事業を整理・区分して、中小機構と地域支援機関との役割分担を明確にするものとする。

その際、一次的な相談や助言・支援要請への対応については地域支援機関の役割とすることを基本とし、中小機構は地域支援機関の支援や地方が行うことができない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に係るものに役割を特化するものとする。

2 ビジネスマッチング事業の重点化

ビジネスマッチング事業については、地域支援機関や民間企業においても同事業が実施されていることから、中小機構は同事業を単独で行うのではなく、地域支援機関や民間機関と連携し、地方が行うことができない全国レベルのマッチングの機会の提供など真に必要なものに特化するものとする。

3 インキュベーション施設の整備事業の見直し

地域支援機関等によるインキュベーション施設の整備を踏まえ、中小機構は、地域

支援機関等による整備が困難なインキュベーション施設に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）及び中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき整備するものとする。

4 中小企業大学校の研修事業への官民競争入札等の導入

中小企業大学校（以下「大学校」という。）の研修事業については、官民競争入札等の導入を積極的に図るものとし、次期中期目標期間中に大学校各校の企業向け研修について官民競争入札等を導入するものとする。

5 戦略的基盤技術高度化支援事業の見直し

戦略的基盤技術高度化支援事業については、平成20年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、中小機構からの研究開発委託を廃止するものとする。

6 小規模企業共済事業の運営改善

小規模企業共済事業については、平成18年度末現在で約4,953億円の繰越欠損金が存在していることを踏まえ、安全かつ効率的な資産運用に留意しつつ、次期中期目標期間中に繰越欠損金を解消する削減計画を作成するものとする。

また、同事業に係る事務執行体制の効率化を図るため、同事業に係る適切な指標を設定し、着実に実行するものとする。

7 中小企業倒産防止共済事業の運営改善

中小企業倒産防止共済事業については、平成18年度末現在で約365億円の延滞債権が存在していることを踏まえ、目標を設定し貸付債権の回収率の向上を図るものとする。

また、同事業に係る事務執行体制の効率化を図るため、同事業に係る適切な指標を設定し、着実に実行するものとする。

第2 組織面の見直し

事務及び事業の見直しを踏まえ、次期中期目標期間中に合理化を図り、組織及び人員の合理化目標を次期中期計画に盛り込むものとする。

第3 保有資産の見直し等

1 保有資産の見直し

中小機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 職員宿舎については、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定の上、建築後の経年劣化、入居需要等を踏まえ、利用度の低い宿舎について新規入居を抑制することにより、次期中期目標期間中に遊休資産とし、当該遊休資産について売却することを検討する。
- ② 試作開発型事業促進施設については、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的な検討を行う。
- ③ インキュベーション施設については、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。
- ④ 工業用水道施設については、早期移管に向け、交渉を行う。

2 虎ノ門事務所

虎ノ門事務所については、組織及び人員の合理化を踏まえ、賃貸借契約について賃借面積の縮小を含む見直しを行い、賃借料の削減に努めるものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

1 中期目標の明確化及び効率化目標の設定

中小機構の次期中期目標及び中期計画については、的確な業績評価が行えるとともに、国民にも分かりやすいものとなるよう、以下の措置を講ずるものとする。

- ① ハンズオン支援事業における課題解決率等、各事業の事業目的に即したアウトカム目標を設定する。
- ② 期末の常勤職員数等、人員の合理化に係る目標を設定する。
- ③ 一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、中小機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で127.6となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高いなど給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 中小機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

4 自己収入の増加

国以外からの財源を確保及び拡充するため中小企業者等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料については適切な受益者負担に向けて見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等については収支の均衡に向けて見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。

国土交通省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

国 土 交 通 大 臣
冬 柴 鐵 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人水資源機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、貴省所管の見直し対象法人のうち、別紙により今回通知する法人以外の法人については、今後、当委員会において引き続き検討の上、別途通知いたします。

また、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評

価分科会決定)を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の主要な事務及び
事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 鉄道建設等業務の見直し

(1) 鉄道建設等業務に係るコストの縮減及び情報公開の推進

鉄道建設等業務については、現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表するものとする。

また、国民の関心が高く、多額の公的資金が投入されていることにかんがみ、整備新幹線の建設に係る進捗^{ちよく}状況についても、ホームページなど国民に分かりやすい形で随時、適切に公表するものとする。

(2) 受託業務の適正化

鉄道事業者からの委託を受けて実施する鉄道建設については、鉄道事業者による建設が技術的に困難な場合など鉄道・運輸機構が支援を行う必要性が高いものに限定するものとする。

このため、外部有識者からなる第三者委員会を新たに設置して具体的な受託基準を策定するとともに、鉄道事業者からの委託が受託基準に適合しているか第三者委員会で審議した上で、その意見を踏まえ受託事業を実施するか判断するものとする。

また、受託工事に係るコスト縮減の状況やその効果について第三者委員会において検証し、その結果をホームページなどで公表するものとする。

2 船舶共有建造等業務の見直し

船舶共有建造等業務については、債務超過状態を解消するための「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月20日国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構）（以下「見直し方針」という。）に基づき、平成17年度から21年度までを重点集中改革期間として、公的資金等による財政・金融上の措置や未収金の発生防止、債権管理及び回収の強化等の取組が行われており、18年度末時点においては、当初の予定よりも債務超過の縮減が進んでいる状況にあることから、重点集中改革期間中は、現在の支援スキームに基づく取組を進め、見直し方針の目標を確実に達成することを目指すものとする。

重点集中改革期間終了後の業務の在り方については、同期間における取組の成果を検証した上で、速やかに内航海運活性化に向けた内航海運政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を改めて検討し、所要の見直しを行うものとする。

3 高度船舶技術開発等業務の見直し

高度船舶技術開発等業務については、実績がほとんどなく、今後のニーズも見込めない利子補給及び債務保証を廃止するものとする。

その際、債務保証の財政的基盤となっている基金についても廃止し、その資金の拠出者等関係者の合意が得られた場合には、平成18年度に開始し、実績もあり、今後のニーズも見込まれる実用化助成に重点的に活用するものとする。

実用化助成の実施に当たっては、内航船舶の効率的な運航に資することに配慮し、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行うものとする。

4 基礎的研究業務の見直し

運輸分野における競争的資金の配分を行う基礎的研究業務については、対象となる研究分野が専門的であり、現状においては、応募できる者も限定的になると考えられることから、より競争性を担保するため、氏名、経歴等を伏せ、計画だけで審査を行ういわゆる「マスキング評価」などの方策を導入することにより、一層の公正・透明性のある研究課題の採択を行うものとする。

また、研究課題の採択に当たっては、国土交通省所管の研究機関で実施している研究内容も把握した上で採択することにより、研究内容の重複を避けるものとする。

さらに、研究費の不正使用等の防止に関する取組を充実するとともに、研究成果については、基礎的研究であることにかんがみ、フォローアップを長期的に行い、革新的な技術の創出により社会への還元につながったか検証を行うものとする。

5 特例業務の見直し

旧国鉄職員に対する年金の支払い等の財源に充てるための資金については、適切なリスク管理を行った上で、運用対象や年限構成を工夫することにより、安定的かつ効率的に運用するものとする。

第2 保有資産の見直し

鉄道・運輸機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 箱根分室を平成20年度内に売却する。
- ② 麻布分室を売却するものとし、売却時期等について速やかに検討する。
- ③ 松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。
- ④ 習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進捗^{ちよく}状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組

を23年度まで継続するものとする。

また、鉄道・運輸機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で117.2となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 定期的な全国規模の転勤に伴い単身赴任者の比率が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 鉄道・運輸機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人水資源機構の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性（案）

独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 内部統制の強化

水資源機構発注の水門設備工事に係る入札談合行為に旧水資源開発公団の元役職員が関与していたことにより国民の信頼を著しく損ねたこと、水資源開発施設における水門等専門性が高い分野であるがゆえに起こり得るリスクがあることも踏まえ、内部統制を抜本的に強化し、二度とこのような事件が起こらないような体制の整備と信頼の回復を図るものとする。具体的には、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 当面の取組（既の実施中の取組を含む。）として、i) 全職員、退職予定者及び既退職者を対象とした談合防止に係る説明会の開催等による法令遵守の徹底、ii) 一般競争入札方式の拡大等による競争性・透明性の強化、iii) ペナルティの強化（指名停止期間の延長）等を図る。
- ② 内部統制体制の整備を図るため、
 - i) 法人の基本理念としての倫理行動指針を策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明、
 - ii) 現在置かれている外部有識者からなる倫理懇談会を倫理委員会（理事長へ意見を述べることができ、理事長はその意見について尊重する義務を負う。）に格上げし、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案について審議、
 - iii) 本社、支社・局、事務所において、コンプライアンス推進責任者を選任するとともに、法務担当部門の強化、
 - iv) 水資源機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口の設置、
 - v) 倫理行動指針の周知状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、毎年、

- 主務省の独立行政法人評価委員会に報告、
- vi) 各業務に係るリスクの洗出しや類型化を実施し、それを踏まえ規程を整備するとともに、リスク管理委員会（仮称）を設置するなどのリスク管理体制の整備、
 - vii) 監事が内部統制の取組状況について監査するとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置などにより監事の機能強化
- 等を行う。

第2 事務及び事業の見直し

1 建設事業の見直し

建設事業については、計画変更を繰り返し、当初の計画から工期が20年以上延長している事業や事業費が著しく増大している事業が見られることから、事業を計画的かつ効率的に推進する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 現在計画策定中あるいは本体工事に着工していないダム等の建設については、次期再評価時において、水需要の動向を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗^{ちよく}の見込み等について、これまでの諸要素を所与のものとして、予断を持つことなく厳格な評価を実施し、その結果を踏まえ、事業の実施が必要と認められるもののみ継続する。
- ② 現在建設中の事業については、計画的な実施、コスト増の抑制、財政負担の平準化を図るため、特定事業先行調整費制度（一時的に事業費が大幅に増加する事業のうち、一定の条件を満たすものに水資源機構の自己資金を一時的に支弁し、後年度に交付・負担される財源により回収を図る制度）を活用するとともに、利水者等の関係者間との連携を強化することにより事業費及び事業の進捗^{ちよく}状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。

2 管理業務の合理化・効率化

管理業務については、業務の合理化・効率化による人件費を始めとする管理コストの削減に資する観点から、監視システム（監視カメラにより、ゲート等の施設の稼働状況や河川の状況などを管理所から確認する設備）の全施設導入や、その他の自動化可能な設備の導入により、一層の機械化・電子化を推進するとともに、権利調整等の水資

源機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をした上で民間委託の範囲を拡大するものとする。

第3 要員配置等の見直し

長期的には、建設事業から、完成した施設の維持管理や改築・更新へ順次移行すると見込まれることから、上記第2の事務及び事業の見直しの状況を踏まえ、業務量に応じた組織及び要員配置となるよう、本社、支社・局、事務所ごとの要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行うものとする。また、当該計画と併せ出先機関の統廃合を進めること等により、その配置についても計画的に見直しを行うものとする。

第4 今後のコスト縮減に向けた取組

平成20年度以降においても、ダム等の水資源開発施設の建設費及び管理費等に要する公的資金の縮減、利水者負担金の軽減を図るため、引き続き、コスト縮減に向けた方針等を策定し、達成目標等を明確化することにより、コスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表するものとする。

その際、ダム等の水資源開発施設については、事業実施主体が複数あることから、建設事業・管理業務ともに事業実施主体間でのコスト比較を検討するものとする。

第5 積立金の活用等

財投への償還と利水者からの割賦負担金との条件差等により生じた積立金については、将来の金利変動等に備えるために活用するほか、事業の計画的実施、事業の計画変更等によるコスト増の抑制、利水者等の負担軽減等を図る観点から、所要額を精査した上で、特定事業先行調整費制度を始め、施設の耐震性の向上やコスト縮減に資する技術力の維持向上のための調査・技術開発等に加え、施設の長寿命化等のための調査・技術開発や地球温暖化対策に資する施設整備等にも活用するものとする。また、今後、より柔軟に金利の変動に対応するための利水者の負担金の支払方法について検討するものとする。

第6 保有資産の見直し

水資源機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 本社宿舎については、平成 24 年度までに高円寺等の既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍（さいたま市）に新宿舎を建設して集約化する。さらに、新宿舎の建設による集約化により、25 年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。
- ② 本社以外の宿舎については、平成 24 年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。
- ③ 本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。

第 7 その他の業務全般に関する見直し

上記第 1 から第 6 に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく平成 18 年度からの 5 年間で 5% 以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を 23 年度まで継続するものとする。

また、水資源機構の給与水準（平成 18 年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で 118.8 となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上

回っていないか。

- ② 定期的な全国規模の転勤に伴い単身赴任者の比率が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 水資源機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

省 境 環

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

環 境 大 臣

鴨 下 一 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人環境再生保全機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人環境再生保全機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人環境再生保全機構（以下「環境再生保全機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 公害健康被害補償業務の効率的実施

公害健康被害補償業務については、業務内容及び業務量が固定しており、事務の一部は商工会議所に委託して実施している。

このような状況を踏まえ、業務の効率性を高める観点から、次期中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付^{しょうりょう}憑、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うものとする。

その際、現在、商工会議所へ委託している事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うものとする。

2 公害健康被害予防事業の見直し

公害健康被害予防事業の実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、次期中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるものとする。その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善するものとする。

平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」が実施されていることを踏まえ、事業の本来の目的に照らした適切な事業実施方法を検討し、23年度以降速やかに見直すものとする。

3 地球環境基金業務の見直し

地球環境基金業務については、民間団体に対する支援の目的を明確にして実施し、運営費交付金に依存しない業務運営を目指すという観点から、現行中期目標期間終了時までには、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 助成事業については、助成対象事業を地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等の環境政策上のニーズの高い課題に重点化するものとする。また、民間団体の育成、強化及び裾野の拡大に寄与するため、助成先の固定化防止の観点から、採択基準を見直す。
- ② 振興事業については、モデル事業の廃止、研修講座の一部廃止、情報提供事業及び研修業務における競争入札等の拡大により、経費の縮減を図る。
- ③ 本来は基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、積極的に募金獲得活動等を行うことによる自己収入の増大、地球環境基金の増額に努めるなど、運営費交付金に依存することのない業務運営に向けた取組について検討し、次期中期目標等において具体的な目標を設定した上で、必要な措置を講ずる。

4 最終処分場維持管理積立金管理業務に係る積立金の運用方法の改善

最終処分場維持管理積立金については、現在、大部分を利息の付かない方法により運用している。今後は、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用するものとする。

5 債権管理回収業務の見直し

債権管理回収業務については、現行中期目標期間終了時までには、当初の最終約定期限を超えた債権のうち、「環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針」（平成14年12月24日環境省・環境事業団）の基本方針に定められた集中処理期間の最終年度である平成25年度までに完済の見込めない債権の回収方法を検討し、サービスの活用等、適切な措置を講ずることにより、回収率の向上及び回収額の増大を目指すものとする。

第2 組織面の見直し

1 大阪支部の廃止

公害健康被害補償業務及び石綿健康被害救済業務の事務の一部を行っている大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施するものとし、大阪支部は、次期中期目標期間中に廃止するものとする。

2 石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に規定されている政府の見直しに併せ、環境再生保全機構においては、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直すものとする。その際、石綿健康被害救済業務に必要な人員について、既存業務の合理化により確保するなどにより、組織の肥大化防止に十分配慮するものとする。

3 中期目標等における組織体制及び人員の合理化目標の明確化

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を次期中期目標等において具体的に記載し、その計画を着実に実行するものとする。

第3 保有資産の見直し

戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、次期中期目標期間中に売却するものとする。

第4 中期目標等における法人の任務・役割の明確化

特殊法人公害健康被害補償予防協会及び特殊法人環境事業団時代も含め、過去10年間に新規に3業務が追加されるなど環境再生保全機構の業務は多岐にわたっており、法人の任務・役割が分かりにくくなっている。このような状況を踏まえ、新規事業の安易な追加による組織の肥大化を防止し、国民に対して説明責任を果たす観点から、次期中期目標等においては、国の政策目標における環境再生保全機構の任務や各事業の位置付けを体系的に整理し、分かりやすく記載した上で、具体的な目標を設定するものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、環境再生保全機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で119.3となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 大卒以上の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 環境再生保全機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施

するとともに、その取組状況を公表すること。

- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。